

特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例

特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、特定区域において<u>工場</u>の新設又は増設を促進することによる産業の活性化を図り、もって本県経済の発展並びに雇用及び就業の機会の創出に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該生産設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が5,000万円以上であること。</p> <p>エ 当該生産設備を製造業の用に供したことに伴って県内で増加する雇用</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、特定区域において<u>工場等</u>の新設又は増設を促進することによる産業の活性化を図り、もって本県経済の発展並びに雇用及び就業の機会の創出に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象設備 製造業の用に供するため平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に県内において新設され、又は増設された一の生産設備（規則で定めるものに限る。）<u>又は研究開発に係る設備（県内に工場を有する個人又は法人により設置された設備であって、規則で定めるものに限る。以下「研究開発設備」という。）</u>であって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該生産設備<u>又は当該研究開発設備</u>を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が5,000万円以上であること。</p> <p>エ 当該生産設備<u>又は当該研究開発設備</u>を製造業の用に供したことに伴つ</p>

者（県内に住所を有する者であって、規則で定めるものに限る。）が5人以上であること。

（個人の事業税の課税免除及び不均一課税）

第5条 特例対象設備を取得した個人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年（以下この項において「課税免除期間」という。）の事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額（以下「対象所得」という。）に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の翌年以後2年以内の各年の対象所得に対する事業税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 [略]

（不動産取得税の課税免除）

第7条 特例対象設備のうち工場用の家屋及びその敷地である土地の取得（その所在する区域が特定区域として指定された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の取得又は建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対する不動産取得税については、課税を免除する。

（体制の整備）

第12条 県は、工場の新設又は増設に関する申請、届出その他の手続等を迅速に処理するために必要な体制の整備に努めるものとする。

て県内で増加する雇用者（県内に住所を有する者であって、規則で定めるものに限る。）が5人以上であること。

（個人の事業税の課税免除及び不均一課税）

第5条 特例対象設備（生産設備に限る。次条第1項において同じ。）を取得した個人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年（以下この項において「課税免除期間」という。）の事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額（以下「対象所得」という。）に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の翌年以後2年以内の各年の対象所得に対する事業税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 [略]

（不動産取得税の課税免除）

第7条 特例対象設備のうち工場用の家屋又は研究開発用の家屋及びこれらの敷地である土地の取得（その所在する区域が特定区域として指定された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の取得又は建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対する不動産取得税については、課税を免除する。

（体制の整備）

第12条 県は、工場等の新設又は増設に関する申請、届出その他の手続等を迅速に処理するために必要な体制の整備に努めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の特定区域における産業の活性化に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の取得に係る研究開発用の家屋又はその敷

地である土地に対する不動産取得税について適用する。